令和6年6月定例会代表質問項目

- 1 まちなか回遊について
- 2 子どもたちの安全安心の確保について
- 3 ハラスメント対策について
- 4 給食残渣の状況と対応について
- 5 大規模災害時に想定される問題について

Q1 まちなか回遊について

斜陽の地方都市を象徴するフレーズとして真っ先に思い浮かぶのが「シャッター通り」。かつてはまちの賑わいの象徴であった商店街もいつしか寂れ、もはやニーズにこたえきれなくなって扉を閉ざしたまま、時の流れに置いて行かれた状況が長いこと続いて行き着く先がシャッター通りというありがたくない表現です。

これまで東京一極集中の解消という文脈のなかで全国の地方都市が直面してきたこの「シャッター通り」という大きな課題の解決方策が模索されてきました。長い間取り組まれてきた中心市街地活性化もこうした衰退の窮地に立たされている地方都市が再び輝きを取り戻すための切り札としてその成果が大いに期待され、地方にとっては希望の星ではなかったかと思います。

本市議会においてもこれまで様々な議論がされてきました。本市の中心市街地は県 庁所在都市甲府の中心地としていわば山梨県の顔であり、だからこそ活性化が求めら れ、本県が衰退するのかあるいは盛り返すのか、そのカギを握る、といった主張もか つて耳にしました。

私も「若者が戻ってくる」ような魅力あふれる甲府市づくりを、と、これまで幾度 となく訴えてきました。特に中心街は社会人になってから何度も足を運んだいわゆる 「まちなか」です。今よりにぎやかだった頃も記憶の片隅に残っていますが、郊外に 居を構えて齢を重ねるうちにいつしか足が遠ざかるようになったのは否めません。

こうなるとあえてまちなかに行くための理由がない限り、足が向きません。その 昔、「銀ブラ」が一世を風靡したように、あてどなく歩き回る、ということもまちな かならではですが、地方都市では車をどこかに停めて歩く、あるいは公共交通機関を 使ってそこから歩く、いずれにしてもまちなかへのアクセス自体にコストがかかるこ とから、やはりコストをかけてまでも「あえて行く」という理由が必要になると個人 的には思います。

そうなると、「あえて」行こうという背中を押すような「何か」が重要となります。私はそれが「まちの魅力」であり、まちを回遊することによってその発見も可能になるのではないかと考えています。はるか昔の10代から20代の頃、「まち」に出かけたときのワクワク感、高揚感。「まち」があたかも心地よいリズムを刻み、夢

を見続けさせてくれる、というあの名曲で描かれた情景を彷彿させる景色が鮮やかに よみがえります。

私が期待するのは、コンテンツである「まちの魅力」とは何か、また、こうした回遊によって「まちの魅力」をどこまで引き出すことができるか、という議論の盛り上がりであり、だからこそまちなか未来ビジョンに大いに注目するものです。

本年度は甲府城南側の整備がいよいよ本格化します。また遊亀公園附属動物園のリニューアルも着々と進んでいるとうかがっています。

これらの資源をつなぐ回遊ルートをストーリー建てることができれば、まちなかの 新たな顔を見せることが可能となり、人の流れがうねりのように巻き起こってくるの ではないでしょうか。

そこで、まちなかの魅力についてどのようにとらえているのか、まずお伺いすると ともに、 回遊という観点からまちなかの魅力を引き出していくことについてどのよ うに考えているのか当局のご所見をお伺いします。

A 1 樋口雄一市長 まちなか同遊について

私は、これから到来するリニア新時代を見据え、本市の政治、経済、文化を牽引してきたまちなかに人々が集い楽しむ魅力をより一層高めることが必要との思いの中で、先人たちが築いてきた甲府駅周辺などにおける拠点やまちなかが持つ既存の資源を活用しながら、甲府城南側の歴史文化交流施設、また、岡島百貨店跡地における民間再開発など、新たな核となる拠点とともに、市道春日本通り線や甲府城東側の市道橘東線などのまちなかの回遊を促す整備を積極的に行っているところであります。

こうした整備に加え、リノベーションの取組や民間提案による自主的な取組への支援をはじめとする、まちの魅力向上の活動を展開してきたこともあり、空き店舗数が2009年度の調査開始以来、最少になるとともに、歩行量も増加傾向になるなど、明るい兆しが現れてきていると実感をしております。

こうした流れを確実なものとするため、新たな公民連携の取組として、<u>まちなかに</u> 対して熱い思いと活動意欲を持つ様々なジャンルのプレーヤーやサポーターを集結さ せた甲府まちなかエリアプラットフォームにおいて、これまで整備してきた拠点であ る目的地を点とし、この点と点の間となる空間などにヒト・モノ・コトが動く新たな 目的を創出し、まちなか全体につながることを目指しているところであります。

このエリアプラットフォームでは、まちなかの持つ豊かな資源や特性をどのように 生かしていくかなどの議論を重ねるとともに、多くの方々にまちなかへの思いなどを お聞きする中で、地元の人たちがまちなかを大好きになる、とする将来像を掲げたビ ジョン編に当たる甲府まちなか未来ビジョン2024を策定したところであります。

その将来像の実現に向けては、公園や道路、空き家などを活用した、目的地づくりや甲府らしさを生かした、活動の展開、まちなかへのアクセスや回遊方法の定着を戦略の柱として、その具体的な取組となるオリオン通りを活用した居場所化や中央公園の目的地化などの9つのプロジェクトを進めることとしております。

今年度の取組といたしましては、エリアプラットフォームのプレーヤーを中心にプロジェクトチームを結成し、本市や山梨県の各種事業との連携の可能性なども検討しながら、プロジェクトの社会実験を実施する中、実効性や継続性について議論を進め、年度内には、その検討・検証した内容をアクション編として取りまとめながら、現在のビジョン編を再編し、甲府まちなか未来ビジョンを完成させていく予定としております。

今後におきましても、プレーヤーの皆様との連携を一層深めつつ、甲府まちなか未来ビジョンに位置づけたプロジェクトを推進し、新たな目的によるまちなかの滞留と回遊を生むことにより魅力を高め、まちなか全体を目的地化し、まちなかとリニア駅周辺とが連動した未来のまちづくりに注力してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

Q2 子どもたちの安全安心の確保について

(1) 安全な通学の確保について

人口減少へと社会が向かう中、次代を担う子どもたちは益々大切な存在であり、事件 や事故から子どもたちを守っていくことは我々大人が果たすべき重要な責務です。

かつて県庁に在籍していた平成16年当時、下校途中の児童が不幸な事件に巻き込まれるという事案が広島、栃木で相次ぎました。たまたま安全安心なまちづくり条例の制定に向けた事務に従事していたこともあって、子どもたちを見守る地域社会の有益な機能を充実させなければ、と当時痛感しました。

条例は平成17年3月に可決成立し、これがきっかけとなって全県でいわゆる自主 防犯ボランティア団体が数多く誕生し、当初は3,4団体だったのが今では約200 団体が活動を行っていると伺っています。

当時の合言葉は、「地域の子どもは地域で守っていこう」です。つながりが強い地域は事件事故を寄せ付けない、いわゆる割れ窓理論がその背景にあります。難しい理屈を並べたてるより、大切な子どもたちを「見守っていこう」。ばらばらな時間にやっていた犬の散歩を子どもたちの登下校の時間にあわせてやろう、庭の水やりも登下校時間にあわせてやろう、といった、日常生活行動を子どもたちの時間にあわせていけば、事件事故から子どもたちを遠ざけられるということを訴え続けました。

別の言葉で言えば、子どもをきっかけとして地域のつながりを取り戻すまちづくり そのもの、ということを訴え続けました。

地元の新田小児童見守りボランティアの会は、朝の通学時間帯にベストを着て手分けをして通学路に立ち、また下校時間は学校からそれぞれの地域への下校付き添いを行い、事件事故から児童を守るため活動しています。近年、他県で登校中の児童の列に車が突っ込んだという事案が報道されるたびに、こうしたボランティアの存在がドライバーの心理的ブレーキになっているということが今さらながら実感されます。車優先の考え方から歩行者ファーストへと、先ほどのまちなか回遊の考えにも通じる意識の転換が益々求められると思います。

子どもたちの安全安心の確保、特に通学時の安全安心の確保のうえで、見守り活動が益々重要となると考えますが、その一層の充実のためどのように取り組んでいくの

かご所見をお伺いします。

また、こうしたソフト面の取組みとともに、ハード面すなわち通学路の危険個所の 改善も重要です。毎年通学路の安全点検を実施していると伺っていますが、これまで の主な成果について、あわせてお伺いします。

A2 飯田教育部長 子どもたちの安全安心の確保について

(1) 安全な通学の確保について

本市におきましては、登下校時の安全対策として、見守り活動や通学路点検を行うなど、子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでおり、見守り活動については、毎年、警察の協力を得ながら、防犯対策や交通安全対策に関するスクールガード講習会を開催しているところであり、一方で、スクールガードの高齢化などにより、担い手不足が懸念されていることから、今後は学校運営協議会と協議・連携する中で、その人材確保に努めてまいります。

また、通学路点検については、甲府市通学路交通安全プログラムに基づき、警察や国、山梨県、甲府市の道路管理者、学校、教育委員会等の関係機関で構成する甲府市通学路安全推進連絡会議を設置し、定期的または随時に合同点検を実施する中で、必要な対策を講じてきたところであり、本連絡会議を設置した平成26年度からこれまでに、歩道の段差解消や歩行者用信号機、ガードレールの設置、グリーンベルトの新設・再塗装、注意喚起を促す路面標示等を計画的に実施し、対応が必要な815か所に対し、約8割の656か所の改善を行ってきたところであり、残りの箇所についても、年次的に対応することとしております。

今後におきましても、見守り活動や通学路点検を保護者や地域の皆様、関係機関と 連携して行い、子どもたちが安全に安心して学校へ通うことができるよう、鋭意取り 組んでまいります。

Q2 子どもたちの安全安心の確保について

(2) 学校施設での安全確保について

子どもたちが日常における大半の時間を過ごす場所が学校であり、これまでその耐 震化が最優先課題として進められてきた経緯があります。大規模災害の際に避難所と しての機能を果たすことも求められるため、耐震化は加速度的に進みました。

地震に対する備えについてはひとまず大丈夫かなというところですが、子どもたちの安全確保の上ではあらゆる事態も想定する必要があり、被害防止のための設備も学 校施設には整備されていることと思います。

その一つとして考えられるのが、万が一火災が発生した場合に、火災発生を知らせる報知器や延焼を食い止めるための防火シャッターや防火扉などの消防系の設備です。こうした設備により万が一の火災発生の際は迅速な対応が可能となり、被害防止の効果が大いに期待されるところです。

ただ気がかりなのは、平常時において何らかの原因で誤って作動してしまうことも まれにですが事例としてあるようです。

思い起こされるのが平成10年4月に埼玉県で発生した痛ましい事故です。小学校に設置されていた自動防火シャッターが突然降り始め、2階の教室に向かっていた小学3年生の男子児童がシャッターを潜り抜けようとしてランドセルが引っ掛かり、うつぶせの状態で首を挟まれて不幸にも亡くなってしまったという事例です。

こうしたことが契機となり、平成17年に建築基準法が改正され、防火シャッター 用の安全装置の設置が義務付けられ、また防火シャッター等の重要性に鑑みて定期点 検と報告の義務化が平成28年の建築基準法改正により行われました。

非常時における正常作動はもちろんのこと、平常時に万が一誤作動を起こした場合の安全装置の装備は子どもたちの安全確保のために極めて重要です。

そこで、まず本市の学校施設の防火シャッターの設置の状況及び安全装置の装着の 状況についてお伺いするとともに、その点検の状況についてあわせてお伺いします。

A2 飯田教育部長 子どもたちの安全安心の確保について (2) 学校施設での安全確保について

本市小中学校における防火シャッターにつきましては、小学校は全25校のうち8校に、中学校は全11校のうち5校に設置されており、このうち、平成17年に建築基準法が改正された後に防火シャッターが設置された小学校8校と中学校1校については、感知式安全装置が装備されております。

また、建築基準法が改正される前に、安全装置が装備されていない防火シャッターが設置された中学校4校については、平成19年度に防火シャッターの下部を可動式に変える改修を実施し、これにより、全ての学校に安全装置を装備したところであります。

次に、防火シャッターの点検につきましては、消防法等の規定に基づき、現在、年 に2回実施し、消防署へ報告しており、前期では安全装置や電源装置等の点検を、後 期では煙感知器の感度検査等を含めた総合点検を行い、必要な修繕を行っているとこ ろであります。

今後におきましても、防火シャッターの誤作動による事故などを防ぎ、子どもたち の学校における安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

Q3 ハラスメント対策について

ハラスメントとは、相手に不快感を与える嫌がらせやいじめ全般を指す言葉で、人格を否定する言葉を浴びせたり、集団で無視したりといった行為が例として挙げられます。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、ハラスメントによっては、たとえ嫌がらせの意図がなくても、受け取る側が不快に感じれば成立するものもあります。

こうした中、職場におけるハラスメント対策については、労働者の就業環境の保全 という観点が健全な企業活動に必要不可欠なものであることから、一定のものについ て法律による規制策を講じています。

これまで、雇用機会均等法でいわゆるセクハラ、マタハラが規制され、また労働施 策総合推進法ではいわゆるパワハラ防止が規定されるなど、職場の3大ハラスメント といわれるものについて法律での規制が設けられており、企業の経済活動にとってそ こで働く労働者の保護がいかに重要かを示しています。ただし、これらはいずれも企 業内部での事象を対象としたものです。

こうした中、近年社会問題化しているのがいわゆるカスハラ(カスタマーハラスメント)です。顧客等からの度を越した迷惑行為は、その対応に非常なエネルギーを費やし、メンタルヘルス不調をもたらす事例も多々あって対応にあたる労働者を保護するうえから、何らかの対策が必要とされてきました。

厚労省では、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした 言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年 厚生労働省告示第5号)が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な 要求等の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関して、事業主は、相談に応 じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい 旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

これはカスハラに対して対応職員に任せきりにするのではなく、企業が組織的に対 応すべきことを示したもので、企業にとってかけがえのない大事な人財を守っていく 方向性を指し示しています。 最近の報道によれば、東京都が全国に先駆けてカスハラ防止条例の検討を進めるほか、国も3大ハラスメントと同様に、法律での規制策について検討が行われるようです。

こうした最近の流れは大いに歓迎すべきところであり、特に企業側の体制整備とあわせて顧客側の意識啓発についても対策が進むことが望まれるところです。

カスハラは民間企業だけでなく行政機関においても考えられることは言うまでもありません。公務員の場合は特に状況の深刻さが懸念されます。丁寧な対応ということから、度を超すレベルの苦情や理不尽とも思える強要に長時間にわたって辛抱強く耐えなければならないこともあるかと思います。

市民福祉の増進のため重要な職務を担っている行政職員をこうした理不尽な迷惑行為から守っていくことは、カスハラ対策の法整備の検討が始まろうとしている今極めて重要です。我々が安全かつ安心して社会生活を送り、社会経済活動を行ううえでいかに行政機関の存在が必要かつ重要か、その意識を高めるためにもカスハラに対する対策は待ったなしと思います。そこで、今後カスハラ防止についてどのように取り組むのかまずお伺いします。

あわせて令和2年の厚労省の指針で示された体制整備等について「事業主として」 市役所内でどのように取り組むのか、ご所見を伺います。

A3 樋口雄一市長 ハラスメント対策について

ハラスメントとは、身体的・精神的な攻撃などによって他者を不快にさせることを 言い、中でも、顧客からの暴言や過剰な要求など、悪質なクレームであるカスタマー ハラスメント、いわゆるカスハラにつきましては、近年、増加傾向にあり、社会問題 となっております。

国のハラスメントに関する実態調査によりますと、企業におけるハラスメントの発生状況は、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントに次いでカスハラが多いという実態を踏まえ、現在、国において、カスハラに対する対策を強化するための法整備について検討する方針が示されているところであり、勤労者に過度な精神的ストレスを与え、また、企業や組織に対しても金銭、時間等、多大な損失を招く原因とな

る不当、悪質なクレームへの対策は、喫緊の課題であると考えております。

こうした中、本市では、これまでも勤労者向けに発行しているはたらく者のサポートガイドにおきまして、各種ハラスメント対策とあわせまして、カスハラ対策につきましても掲載し、広く周知してきたところであり、今後は、国の法整備の動向を注視する中で、その内容を充実させるとともに、労働に関する知識や制度への理解を深めるために実施している労働セミナーにおいて、カスハラ対策をテーマに開催するなど、事業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

さらには、社会全体の問題として捉えますと、市民の皆様の理解も必要なことから、本市ホームページやSNS等、様々な広報媒体を通じまして、具体的なカスハラに当たる行為を問知するなど、未然防止に努めてまいります。

次に、庁内における取組につきましては、国が策定したハラスメントに関する指針において、事業主が行うことが望ましいとされる、適切な対応に必要な体制整備として、職員が苦情等に対応する場合には、一人で抱えずに職場で共有すること、上司に相談すること等をまとめた甲府市職員さわやかマナーにより周知を図るほか、市政に対する苦情に組織的に対応できるよう、市民の声担当課長を配置しているところであり、また、被害者への配慮のための取組として、職員がメンタルに不調を感じた場合には、保健室に配置している保健師や臨床心理士に相談できる体制を確保しております。

加えて、国の指針には、事業主が被害を防止するための有効な取組として、研修の 実施やマニュアルの作成が例示されており、研修の実施につきましては、職員の応対 スキル向上のため、クレーム対応研修を実施しているところであり、マニュアルの作 成につきましては、国による法整備の動向を踏まえながら、本市のこれまでの取組や 相談体制等を取り入れた職員向けのマニュアルを作成してまいりたいと考えておりま す。

今後におきましても、カスハラ対策をはじめとする様々なハラスメント対策に取り 組むことで、ハラスメントのない明るい社会の実現に努めてまいりたいと考えており ます。

Q4 給食残渣の状況と対応について

成長期にある児童生徒にとって食の果たす役割は極めて大きく、平日の多くの時間 を過ごす学校では給食が食育の面でも重要な意義を持つことは言うまでもありませ ん。

本市では給食の提供方法について様々な検討の末、現在の小学校の委託方式、中学校の食缶方式といわれる方法が採用されています。いずれも児童生徒に栄養バランスの取れたおいしい給食、安全安心な給食を提供するという目的のもとでの最善の方式と考えられています。

市のHPによれば、令和2年9月までに調理を委託した小学校23校を対象に給食アンケートを実施したところ、給食が好きか嫌いかの問いに対し、全体7,371人のうち6,913人 (93.8%) が「給食が好き」又は「どちらかというと好き」と回答したとあります。

現在の給食が子どもたちに好意的に受け入れられているといえ、安心しているところですが、思春期にある子どもたちにはいろいろな要因でどうしても食べきれないとか、あるいはたまたま具合が悪く食欲不振といった事情で残渣が生じることが現実問題としてあると思います。

食品ロスを極力削減するという観点からの「もったいない」という意識の醸成はも ちろん重要ですが、そのうえで現実に発生する残渣はおそらく避けて通れないものと 考えます。

そこで、食品ロス削減の観点からこうした給食残渣を生じさせないための取組みについてまず伺うとともに、発生した給食残渣についてその処分をどのように行っているか、お伺いします。

また、こうした残渣についても近年では発電に利用する事例もあり、今後SDGs の観点から発電等への有効活用も検討すべきと考えますがご所見を伺います。

A4-1 飯田教育部長 給食残渣の状況と対応について

学校給食は、食育としての役割も果たしており、とりわけ食品ロス削減は、食べ物の大切さを理解する上で大変重要な取組となっております。

こうした中、山梨県の食育推進一校一実践の事業において、食品ロス削減を選択した小中学校では、食べ残しの量が少ないクラスの表彰や、食品ロス削減のポスターの作成、校内放送での食べ残しを減らす呼びかけなど、様々な取組を行っているところであります。

また、本市教育委員会におきましては、日々の食べ残しの量を計量するとともに、 その結果を各小中学校へフィードバックし、各校では食べ残しを減らすよう、給食時 に教員による声がけを行っております。

さらに、小学校におきましては、平成29年度より食品ロス削減のモデル校を毎年2校選定し、食べ残しの量や傾向を調査する中での、味つけや食材の切り方などの調理の工夫や、食品ロスを取り上げた授業の実施、児童が自ら育てた野菜の使用や、食品ロス削減啓発動画の作成などを行い、その効果があった取組や結果を他の学校へ周知しているところであります。

各校で生じた食べ残しにつきましては、委託業者が回収した上で、甲府・峡東クリーンセンターに搬入し、処分しているところであります。

今後におきましても、食品ロス削減に関する様々な取組を行うことにより、子ども たちの自然への恩恵や、食に関わる人々への感謝の気持ちの育みにつなげてまいりま す。

A4-2 田中環境部長 給食残渣などの有効活用について

本市におきましては、地球温暖化対策実行計画に位置づける6つのアクションプランの1つに循環型社会の構築を掲げ、食品ロスの抑制に向けたごみへらし隊による出前講座等の実施に加え、生ごみ処理機器の購入補助やしんぶんコンポストの配布による再資源化の促進、さらには、キエーロの普及など、食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進等によるごみの減量化に取り組んでおります。

こうした中、他都市では、調理時に排出される残渣等を用いたバイオガスによる発

電など、二酸化炭素の排出量の削減に向けた取組が行われており、本市におきましても、脱炭素化の一層の加速を図り、SDGsの目標を達成するため、これまでの取組の着実な推進に加え、残渣の排出抑制と有効活用の両面から、先進的な事例について調査・研究を進めてまいります。

今後におきましても、本市の実情に応じた循環型社会の構築につなげる実効性の高い取組を推進するとともに、脱炭素の戦略的拠点であるこうふグリーンラボを中心に、次世代エネルギーの水素をはじめ、太陽光やバイオマスエネルギーの地産地消の促進など幅広い施策を展開し、2050年のゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

Q5 大規模災害時に想定される問題について

年頭に発生した能登半島大地震は、いまだ避難生活を余儀なくされている方が多数 いるなど、改めて大規模災害に対する備えの重要性を痛感させます。誰もがこうした 災害に現実に見舞われる可能性があり、自分事として防災をとらえることが今さらな がら要請されます。

避難所の収容キャパに限りがあることを考えると、いま住んでいる住居の耐震化や 家具の転倒防止策を進めていくことも今後一層求められていくと思います。また一定 期間ライフラインが機能不全に陥ることを考えると、食料や飲料水の備蓄はもとより 生活用水の確保なども一人一人真剣に考えていく必要があります。

我が家の防災マニュアルには非常持ち出し品や備蓄品をリスト化し、万が一の際の備えについてわかりやすく説明されています。これを基に今一度一人一人が再チェックすることも必要かと思います。

こうした中で、避難生活が長期化した場合に最も気がかりなものがトイレの問題で す。既存のトイレ設備がおそらく断水や下水管の破損等の要因でしばらく使えないこ とを想定して、各家庭や指定避難所での簡易トイレの装備が計画されています。

ここで確認のためお伺いしたい点は、

- (1) 指定避難所の簡易トイレの整備数の算定根拠
- (2) 個人で簡易トイレを準備することを奨励するための助成制度の必要性
- (3) 排泄物の処理方法

です。これらについてご所見をお伺いします。

A5 小田切危機管理監 大規模災害時に想定される問題について

今般の能登半島地震におきましては、発災直後より職員を派遣し、医療救護や応急 給水活動など、被災市町村の業務の支援を行ってまいりました。

派遣職員からの報告では、公共インフラに甚大な影響を受け、特に水道管や下水道 管の破損により、避難所等においてトイレに水を流すことができず、衛生環境の確保 が課題となったことから、改めて災害時のトイレ対策は重要であると認識したところ であります。

本市におきましては、水道管が破損した場合にも、指定避難所等に非常用貯水槽の 設置や水の備蓄などにより、3日分の水を確保しております。

また、トイレ対策として、指定避難所には避難者 5 0 名に 1 基程度の簡易トイレを 配備し、国のガイドラインの基準を満たしております。

今後におきましても、利便性や衛生面を考慮したマンホールトイレの整備を進める とともに、本定例会において、高齢者や障がい者などにも使いやすく、衛生面に配慮 した簡易トイレを購入するため、財産の取得について議案を提出し、配備していく予 定であります。

なお、家庭内における簡易トイレの備蓄に係る助成制度につきましては、自らが災害に備える意識の醸成を図ることが重要と考え、わが家の防災マニュアルや防災研修会、出前講座などの機会を通じて、簡易トイレの家庭内備蓄を推奨しており、こうした取組を着実に推進してまいります。

また、排せつ物の処理につきましては、ごみ収集車両のほか、災害協定によるし尿収集車両が指定避難所を巡回し、排せつ物の収集を行うことになっております。

今後におきましても、こうしたトイレ対策のほか、災害に強いまちづくりを目指 し、引き続き、様々な対策に取り組んでまいります。